土佐清水市公認キャラクター「宗田ぶっし一君」と その仲間たちイラストの使用に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、土佐清水市公認キャラクター「宗田ぶっし一君」とその仲間たちイラスト(以下「キャラクター」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用承認の申請)

第2条 キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめキャラクター使用承認申請書 (様式第1号)に必要な書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。 ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 市の機関が使用するとき。
- (2) 市内の保育園・学校等が行事等の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他、市長が適当と認めたとき。

(使用承認)

- 第3条 市長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに 該当するときを除き、キャラクターの使用を承認するものとする。
- (1) 市の信用や品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるおそれがあると認められるとき。
- (2) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
- (3) 特定の政治活動等を助長するおそれがあると認められるとき。
- (4) キャラクターを正しい使用方法に従って使用せず、又は使用しないおそれがあると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長がキャラクターの使用を不適当と認めるとき。
- 2 市長は、キャラクターの使用を承認したときは、キャラクター使用承認書(様式第2号)により、前条の申請を行った者に通知するものとする。

(使用料)

第4条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

- 第5条 キャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 承認された用途のみに使用し、市長の指示する条件に従うこと。

- (2) 承認を受けた者は、その権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 市長が特に認めた場合を除き、市で定めた形、色等に沿って正しく使用すること。
- (4) キャラクターを使用する物品等には、市のキャラクターであることを明記すること。
- (5) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができる。
- (6) 商標登録出願を行わないこと。

(承認内容の変更申請)

第6条 キャラクターの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめキャラクター使用変更申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、変更について承認したときは、キャラクター使用変更承認書(様式第4号)により、前項の申請を行った者に通知するものとする。

(承認の取り消し)

第7条 市長は、キャラクターの使用がこの内規及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該キャラクターの使用承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、キャラクター使用承認取消書(様式第5号)により、当該使用承認を受けた者に通知するものとする。

(責任の制限)

第8条 前条の規定により、キャラクターの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

2 キャラクターの使用承認を受けた者が、キャラクターの使用によって、第三者に対して 損害又は損失を与えた場合でも、市は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一 切負わない。

(補則)

第9条 この内規に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この内規は、平成26年11月1日から施行する

附則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。